

令和3年第14回北上市教育委員会定例会

- 1 日 時 令和3年12月22日（水）午前10時
- 2 場 所 北上市役所本庁舎 5階第1会議室
- 3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲
照井 渉
佐藤 和美
高橋 隆紀
照井 睦子

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長	齋藤 昌彦
総務課長	高橋 博信
学校教育課長	高橋 秀和
文化財課長	小田嶋 知世
学校給食センター所長	菊池 恵理子
中央図書館長	児玉 康宏
博物館長	杉本 良
鬼の館館長	小田嶋 孝

(2) まちづくり部

まちづくり部長	小原 学
生涯学習文化課長	及川 勝彦
スポーツ推進課長	小田嶋 和広

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案2件、協議2件が原案のとおり可決、承認された。

議案第30号 令和4年度北上市立学校教職員定期人事異動方針について

議案第31号 北上市教育委員会第2期特定事業主行動計画（後期計画）について

協議第20号 東陵中学校及び北上中学校の統合について

協議第21号 北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前10時)

教育長

それでは、ただいまから令和3年第14回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願いします。

教育長

(「無し」との発言あり)

それでは、日程第3 議事に入ります。

議案第30号「令和4年度北上市立学校教職員定期人事異動方針について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長

学校教育課長

ただいま上程になりました議案第30号令和4年度北上市立学校教職員定期人事異動方針について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度の定期人事異動を行うにあたり、教職員の適正配置により人事の刷新を図り、北上市の学校教育の一層の活性化と充実向上を期するため、人事異動方針を定めようとするものであります。

具体的には、この基本方針に基づいて、各学校の実態を十分に勘案しながら、中部教育事務所と協議、連携を図り、教職員の適正配置を行おうとするものであります。

よろしくご協議のうえ、原案のとおり承認を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第30号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より、「無し」の発言あり)

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第30号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第31号「北上市教育委員会第2期特定事業主行動計画（後期計画）について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長

学校教育課長

ただいま上程になりました議案第31号北上市教育委員会第2期

特定事業主行動計画（後期計画）について、提案の理由を申し上げます。

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動として、平成29年度から令和2年度までの前期計画に引き続き、後期計画として策定しようとするものであります。市内の小中学校に勤務する教職員一人一人が仕事と家庭の両立を図ることができるような環境を整え、いきいきと働き続ける職場環境をつくるため、継続して本計画に取り組むものであります。なお、計画の期間は、令和3年度から令和7年度までとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第31号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

北上市特定事業主行動計画と整合性を図るため、数値目標を見直す必要が生じており、男性教職員の育児休業等の取得率を前期計画の70%から、後期計画では90%とする点が、変更点となっております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

佐藤和美委員

部分休業制度において、対象となる子どもの年齢は何歳になるのでしょうか、また、取得可能な日数上限は、何日でしょうか。

学校教育課長

市の職員と同様の休暇となっており、小学校就学の始期に達するまで、1日2時間以内で子を養育するために認められる時間となります。なお、部分休業は無給扱いとなり、日数制限はないものとなっております。

照井渉委員

目標の見直しするに当たり、現状の男性教職員の育児休業等の取得率は何%でしょうか。

教育部長

前期計画における同数値は、32.7%となっております。

ただし、同数値を計算する際の分母に対象年齢児童の保護者以外も含まれていることから、男性教職員の育児休業状況を捉える正確な数値では無いと考えており、後期計画では、母数の捉え方を整理し直し、対象年齢児童の保護者のみとしております。

照井睦子委員 制度自体の整備に併せて、取得しやすい環境づくりとして、各職場や保護者への周知も、更に進める必要と思われれます。

学校教育課長 学校職場へは、校長会議を通じて周知しており、今後は、保護者への周知も進めたいと考えております。

照井渉委員 保護者の勤務先でも、出産育児に係る就業規則を改正し、働きやすい環境づくりが進められているようであり、その様な企業が更に増えて行けば良いかと思っております。

高橋隆紀委員 成果の捉え方については、世代間での感覚の違いも出ると思われるが、制度として整備を進め、周知徹底を進める必要があると考えます。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第31号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議第20号「東陵中学校及び北上中学校の統合について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長

総務課長

ただいま上程になりました協議第20号東陵中学校及び北上中学校の統合について、提案の理由を申し上げます。

東陵中学校及び北上中学校の統合につきまして、ご説明申し上げます。

東陵中学校と北上中学校の統合につきましては、東陵中学校の生徒数の減少傾向や北上中学校の校舎老朽化の課題から、東陵中学校を北上中学校へ統合し、北上中学校を建て替えるとした統合方針案について、東陵中学校、北上中学校、各学区内の地域づくり組織、各中学校PTA、各中学校長と意見を交わして参りました。

これまでの協議を踏まえ、統合方針案についてはご理解を得られたものと捉え、統合、建替えに向けた事業を推進しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり承認を賜りますようお願いいたします。

教育長

ただいま提案されました協議第20号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

統合に係る説明経過については、5月に各地区自治協議会への説明を行い、その後、6月に両中学校PTA及び学校長へ説明しております。その際には反対意見は寄せられておらず、今回、改めて、各自治協や学校へ意見が寄せられていないか確認しましたが、特段の意見は寄せられておりませんでした。

これらを踏まえ、統合方針案は理解を得られたものと考え、統合・建替えに向けて、具体的な検討を進めることとし、12月市議会へ北上中学校建替基本計画に係る業務委託経費の補正予算を提案し、可決いただいております。

北上中学校建替基本計画の策定においては、学校運営を継続しながら、現北上中学校敷地内での建替え工事となることから、学校運営に支障を与えない最適なプランを検討することとしております。詳細の項目としましては、建物や外構等の校舎形状及びグラウンド・体育館等の配置、校舎形状・配置パターンによる建築

整備費の概算額算定、施工工程による生徒の学校生活への影響、施工期間、校舎建築と学校統合とのスケジュール調整等を予定しております。

今後は、令和4年9月までに北上中学校建替基本計画の策定を進め、同年10月から、市議会へ建替基本計画を報告した上で、プロポーザルにて基本設計案を選定し、基本設計、実施設計を進めながら、生徒・保護者・関係機関等へ、統合及び建築スケジュールを周知したいと考えております。

教育部長

同様の内容は、市議会へも説明しており、既に新聞報道等でもご確認いただいているかとは思われます。ヒアリングの際、地域や学校からは、統合にあたって、環境が変化する東陵中生徒への配慮や、校舎建替え中に北上中生徒の学校生活に配慮するよう要望がありました。

なお、開校時期については、市の建築物最適化計画に基づき、令和7年度としてヒアリングを進めて参りましたが、基本計画の策定を進める中では、一旦は、令和8年度を目指して検討を進めたいと考えております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

照井渉委員

東陵中学校の生徒は、北上川を渡って登校することにより、珊瑚橋と日高見橋の交通量増加対策や安全確保も検討が必要かと思われませんが、どの様にお考えでしょうか。

教育部長

通学路については、現在建設を進めている東桜小学校でも通学路検討部会を立ち上げ、地域や学校の意見も踏まえて検討しております。中学校統合に当たっても、同様の検討を進めたいと考えております。

なお、議会では、校舎自体がより新しい東陵中学校への統合も検討できないかとの意見もありましたが、これまでの歴史的な経緯も踏まえ、検討しないとの回答をしております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第20号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第20号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、協議第21号「北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長

総務課長

ただいま上程になりました協議第21号北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について、提案の理由を申し上げます。

北上市では、行政手続における市民の負担軽減及び利便性の向上を図るため、申請等の手続において省略可能な押印の廃止を進めております。

今回、提案しております同規則におきましても、同様の目的から、各種様式における申請者の意思の確認は、自署によることとしており、また、民法の改正に伴う連帯保証人の極度額を明記する必要があること等から、様式について所要の改正をしようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり承認を賜りますようお願いいたします。

教育長

ただいま提案されました協議第21号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

申請者の意思表示を自署により確認することとし、各様式を変更いたしました。また、連帯保証人の極度額についても、民法の改正に合わせ、改めて明記したものです。

その他、現状に合わせて改正したものとなります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

照井渉委員 押印が不要となるのは、申請者のみであり、連帯保証人はこれまで同様、押印が必要と捉えてよろしいでしょうか。

総務課長 ご発言のとおり、申請者のみを押印不要としたものであり、連帯保証人は印鑑証明書を添付いただくこととして様式を整理したものととなります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第21号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第21号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時45分)